



第95回 いじめの認識と自殺の予見可能性

星野 豊 (筑波大学准教授)

平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)によって、児童生徒を被害者とするいじめの防止とその対策については、学校を含む関係各機関の負う法律上の責務とされている。しかしながら同法は、学校等の機関がいじめの防止のための必要な措置を講ずることを求めるものであり、現実に発生したいじめ事件に関する法律上の責任について明確な規定を置いていないわけでないため、学校の負うべき法律上の責任の有無およびその範囲が、裁判で争われることは珍しくない。本稿では、同

法施行以前の事案であるが、同級生からいじめを受けた高校2年生の生徒が自殺したことについて、いじめの加害者である同級生と学校関係者の責任の有無およびその範囲が争われた、神戸地裁平成28年3月30日判決・平成25年(ワ)2446号事件を参考として、いじめ防止対策推進法の特徴と限界とについて考えてみたい。

1 事案の概要

亡Aは、本件B高校の2年に在籍する男子生

徒であったが、平成24年9月の新学期開始直前に、自宅で自殺した。

裁判所の認定によると、Aは、B高校の同級生であるY1～Y3から、おおむね次のような行為を受けていた。①Y1らは、平成24年4月下旬頃から、Aを「ムシ」と呼んでいた。②Y3は、同年5月半ば頃、教室内にあった蛾の死体を教室内のAの椅子の上に置き、その上に座ったAのズボンに蛾がついた。③Y1およびY2は、同年度の1学期中、教室内で、Aに対し金平糖や消しゴムのかすを投げつけた。④Y1およびY2は、同年6月上旬頃、コーラス大会の練習に際して、「エキスが付く」などと言いながら、Aの周りの生徒を押し、Aにぶつからせようとした。⑤Y2は、同年6月中旬までの間、世界史の授業で自らが使用することになるAの席の机や椅子を、空席になっている机や椅子と入れ替える行為を複数回行った。

他方、Aは、同年4月、個人面談用のアンケートである個人懇談資料をほぼ白紙で提出し、担任であったY4から再提出を求められた。また、同年5月8日、Aは、学校へ行くのを嫌が

ったが、父親であるX1がこれを許さず、登校を強く求めたため、Aは自宅から出たものの学校へは行かず、そのまま無断欠席をし、同年7月7日にも再度無断欠席をした。さらに、同年7月末頃、Y4は、AおよびAの母であるX2と三者面談を行い、Aの一部科目の成績に相当程度課題があることがY4からAおよびX2に告げられた。同年8月、Aは、自分のスマートフォンで、20回以上自殺の方法等を検索した。なお、Aは、前年である平成23年10月末頃に、自宅でリストカットをしたことがあった。

さらに、Aが自殺した後、B高校関係者とX1らとの間では、次のような事実があった。⑥校長であったY5は、X1およびX2に対し、生徒による自殺が続くことを防止するため、Aの死を「不慮の事故」と表現したい旨を申し入れたが、X1らは「自殺」とすべきことを県教委に回答した。⑦X1らは、Aの葬儀に際して、葬儀会社の従業員を介してAの同級生からの手紙を受け取り、AがY1らから前記のようなことをされていたことを知ったため、B高校に対してこの手紙を渡してきた生徒の連絡先を知り

たい旨申し入れたところ、Y5は「時間をください」と回答し、連絡先を即答しなかった。⑧B高校は、Aの自殺がはじめによるものである可能性がある旨の情報を入手し、調査等を行った結果、Y1らを無期の家庭謹慎としたが、かかる謹慎において通常書くことを求める反省文について、情報公開請求のおそれがあるとして、より一般的な内容の課題について作文するよう指導した。⑨X1らは、教室内のAが使用していた机の上に供花および遺影を置いたが、Y5は、後日、X1らの了解を得ることなくこれらを撤去した。⑩B高校の生徒指導部長であったY6は、他の生徒からの今後の行事の実施の見通しについて尋ねられた際に、「遺族は全然理解してくれない、マスコミも同じことを何度も繰り返す、このままでは学校が潰れる、修学旅行も行けるかどうか分からない」等と発言し、後日X1らに謝罪した。⑪B高校は、第三者委員会を設置してAの自殺に至る事態の経緯について報告をまとめた。一方、X1らは、

B高校が所在する市の子どもの人権オンブズパーソンに対してAの人権擁護および救済の申立

をし、オンブズパーソンの調査報告書が作成されたが、オンブズパーソンは同報告書の中で、B高校の許可が得られなかったため同級生に対する聞き取り調査等を行うことができず、オンブズパーソンの調査にはおのずから限界がある旨を述べた。

本件は、以上の経緯の下で、X1らがY1ないしY6およびB高校を管掌する県に対し、Y1らがいじめを行い、学校がこれを認識できなかったことが不法行為あるいは安全配慮義務違反に当たる、Aの自殺後のB高校関係者の言動にX1らに対する配慮義務違反がある、と主張して、合計約4500万円の損害賠償ないしは国家賠償の支払いを求めたものである。

Y1らは、Aに対してした本件各行為の存在については、行為の頻度と程度を除いておおむね争わなかったが、Aが自殺することに対する予見可能性はなかったとして、損害賠償ないし国家賠償請求の大部分について争った。

2 裁判所の判断：……

一部認容(約200万円)。

① Y1らによる前記各行為は、単なるあだ

名、からかいの範囲を越えて、人格的な侮辱を含むものというべきであり、不法行為を構成する。また、Y4は、他の生徒から机が移動されたことの報告を受けた時点で、Y1らによるいじめの存在を認識することが可能であったはずであり、同時点において必要な措置を取らなかったことは、安全配慮義務違反というべきである。また、Y5も、学校管理者として、Y4に対する指導監督の義務を怠ったものであり、安全配慮義務違反というべきである。

② Aに対するいじめ行為とAの自殺との間には、事実的な因果関係はあるが、Aの自殺という結果に係る損害は、いじめ行為との関係では、民法上の特別損害に該当し、債務者の予見可能性を必要とするところ、Aの自殺に至る動機と思われる事情の一部や、Aが自殺を企図しているとは疑われる兆候は、Aの家庭内で生じたもので、Y1らがこれを予見することはできなかったものというべきであるから、Y1らはAの自殺に関連する損害を賠償する責を負わず、

いじめにより人格的侮辱を受けたことに対する慰謝料のみを認容する。

③ Y6の発言は、「その真意はともかく、これを社会通念に照らし客観的にみる限り、遺族であるX1らの感情を逆なでする著しく不適切な発言であるといわざるを得」ず、配慮義務違反を構成する。

3 問題点の検討……………

本件は、学校内のいじめの存在を認定した代表的な事案であるが、前記のとおり、いじめの加害者である同級生や、学校関係者にとつて、いじめの被害者の自殺を予見することができなかったとして、自殺に起因する損害賠償ないし

国家賠償の責任を否定しており、この点については丁寧に検討する必要がある。また、前述のとおり本件は、いじめ防止対策推進法施行前の事案であるため、当事者の主張も裁判所の判断も民法および国家賠償法のみに基づいて展開されているわけであるが、同種の事案が現在発生したことを想定した場合、学校のとるべき対処

ないし措置としてどのような差異が生じうるかも問題となる。

本件については、Aの自殺以降、B高校関係者に対するマスコミによる報道が相当詳細に行われ、実際、Y1らによるいじめの事実や、Y6による発言等も、報道により明らかにされた側面がある。実際、本件において、Y1らがいじめの事実関係をそれほど争わなかったことは、既に報道された事実が大半であったことにあずかっているものと考えられるし、逆に、Y1らが否定ないし争った事実関係については、必ずしもX1らの主張する事実が認定されていないことがうかがわれる。

そうすると、本件に対するような詳細な報道は、事実関係の立証責任を負う側にとつてはかなりの程度事実関係の解明に資することとなるが、かかる報道が学校のその他の活動に対して影響を及ぼしかねない程度にまで過熱してしまうと、別途生じうる被害や支障について、合理的に対処する必要があるということになるであろう。なお、この点について、いわゆる「第三者」によって構成される第三者機関は、法律上

の独立性や強制的な権限を有しているわけではなく、かつ、その人選を行った者との関係が大きく作用する可能性があることを否定できないから、事実関係の解明についてあまり期待をすることができないのが現状である。

次に、本判決は、いじめの事実とAの自殺との間に、「あれなければこれなし」という「事実的因果関係」があった。すなわち、いじめの事実がなければAは自殺することはなかったものと認定しつつ、そのようなAの兆候の一部が家庭内において生じていたことを実質的な理由として、Y1らの責任をいずれも否定している。

しかしながら、民事上の賠償責任は、刑事責任と異なり、原因となった行為の悪質性の軽重と発生した結果の大小とを均衡させる必要がないから、言葉のみによる些細ないじめであつても、それが自殺等を典型とする重大な結果に結びつきかねないことは、一般論としては常に認識しておく必要があると言えるわけであり、家庭内のことであるから加害生徒や学校は予見できなかつた、とする本判決の判断には、全面的には支持できない部分があると言わざるを得ない。

い。仮に、行為と結果との均衡を図るべきとすると、本件については、X1らが刑事告訴したことによつて、Y1〜Y3は侮辱罪として保護観察処分が付されており（神戸家裁平成25年（少）888号ないし890号、本件甲115号証ないし117号証参照）、この刑事処分と民事上の責任の成否との均衡が適切に図られているかが、逆に問題となってくる。本判決は、すべての当事者が上訴をしなかつたため確定しているが、本判決の先例としての意義については、慎重に吟味する必要性が高いように思われる。

最後に、仮に本件と同種の事案が現在生じたと仮定した場合、いじめ防止対策推進法によつて求められている「学校が適切な措置をとること」が、具体的に何であるのかが問題となる。しかしながらこれは、根拠となる条文に何が書いてあるかによつて大きく影響されるものであり、あまりに条文で書かれていることが具体的すぎると、学校としてはそのみを行つていけば一切の責任を免れることとなるし、逆に条文の内容が抽象的すぎると、いじめ防止対策推進

法の施行前後で、学校の行うべきことは特段変わらず、同法独自の意義はほとんどない、ということになりかねない。そして、現行のいじめ防止対策推進法は、具体的な学校の措置として、加害者を出席停止として教室から排除すること以外に具体的な規定を置いていないため、現在同種の事案が発生した場合に、果たしていじめ防止対策推進法は事態の解決に対して何らかの貢献ができるのか、逆に、同法の規定の解釈によつて別の問題が発生するおそれが本当でないのか等、検討の余地が多々生じ得るものと言わざるを得ないように思われる。

いじめの防止はすべての学校関係者が一致して志向する大目標であるが、その具体的な対処については、いまだ論者によつて考え方の違いが目立つのが現状である。いじめ防止対策推進法も、学校におけるいじめの存在と学校としての対処の必要性を明文で示したこと自体には一定の意義があると言えるが、かかる抽象的な存在にとどまることなく、今後さらに実効的かつ具体的な行動指針を学校関係者に対して示していくことが、求められている。